

2025（令和 7）年度 9 月入学者対象
国による大学院修士段階における「授業料後払い制度」申請要領

1. 「授業料後払い制度」とは

- ① 授業料の後払いと月々の生活費奨学金（20,000 円又は 40,000 円の無利子貸与）の 2 つの支援がセットになった制度（どちらも無利子貸与）。
- ② 授業料の後払いは、在学中は、日本学生支援機構が大学に直接授業料を支払い、卒業後に本人が日本学生支援機構に返還するもの。
- ③ 後払いできる授業料の上限は、年間 776,000 円。
- ④ 後払いの対象は、授業料のみ（入学金・諸会費等は支援の対象外）。
- ⑤ 生活費奨学金は、月額 20,000 円又は 40,000 円の貸与を受けることが可能（月額 0 円も可）。
- ⑥ 保証料の支払い（機関保証への加入）が必須（人的保証は選べない）。
- ⑦ 返還方法は、所得連動返還方式のみ（定額返還方式は選べない）。
- ⑧ 第一種奨学金（無利子貸与）と授業料後払い制度の併用はできない（第一種奨学金と第二種奨学金または、授業料後払い制度と第二種奨学金の併用は可）。
- ⑨ 第一種奨学金と同様に、毎年の適格認定及び特に優れた業績による返還免除の適用も予定されている。

<参考>

文部科学省ホームページ>「奨学金事業の充実」（安心して子どもを産み育てられるための奨学金制度の改正（令和 6 年度～））より

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shougakukin/main.htm

授業料後払い制度に関する Q&A(mext.go.jp)

https://www.mext.go.jp/content/20240122-mxt_gakushi01-100001505_3.pdf

日本学生支援機構ホームページ>授業料後払い制度（大学院修士段階）

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/atobarai/index.html>

2. 対象者

- ① 2025 年 9 月入学の大学院修士課程進学者
- ② 本人の希望に基づき、大学を通じて申請を行った者
- ③ 日本学生支援機構の第一種奨学金と同様の家計基準及び学業成績基準を満たす者
- ④ 過去に貸与を受けた奨学金の返還が延滞中である等、第一種奨学金の貸与を受けられない理由がない者

3. 支援対象授業料（授業料支援金）

- ・年間 776,000 円上限（半期 388,000 円上限）として大学が定めた授業料。
- ・日本学生支援機構から大学に直接振り込まれ、授業料に充当される。上限以上の授業料は、大学が定める期日までに納入する必要があります。
- ・授業料支援金のみ利用することも可。

4. 生活費奨学金

- ・月額 20,000 円又は 40,000 円から本人が選択する額（無利子）。希望しない（月額 0 円）ことも可。
- ・日本学生支援機構から本人に対して振り込まれます。
- ・授業料支援金の利用を申請せずに、生活費奨学金の貸与のみを申請することはできません。

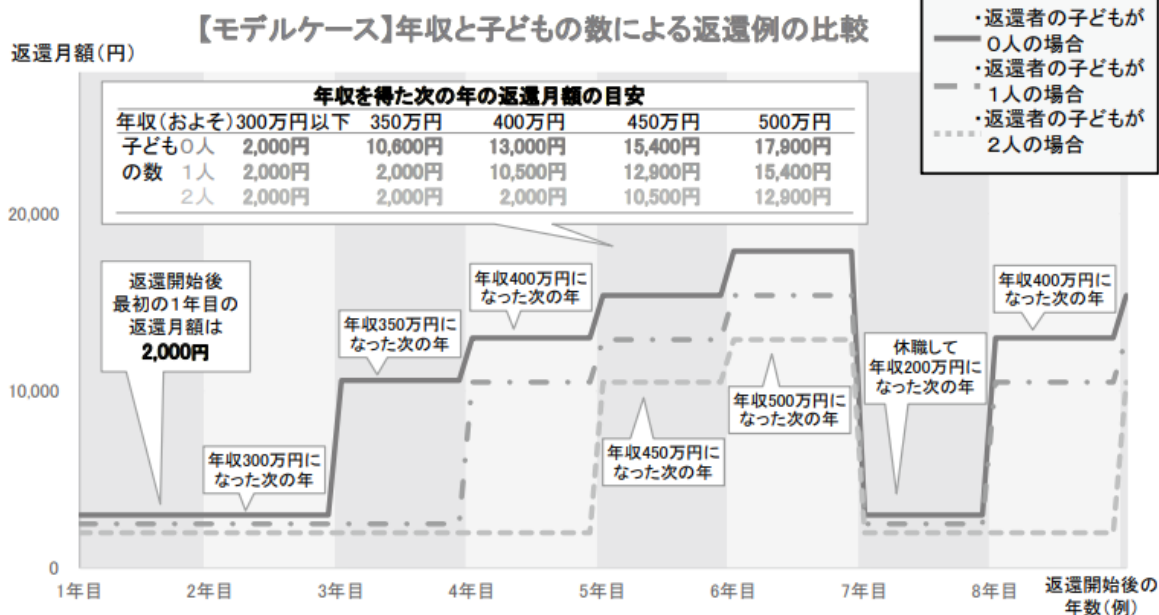
5. 返還方式

- ・授業料後払い制度の返還方式は、所得連動返還方式のみです。卒業後の所得に応じて毎年の返還額が決まるので、所得が少ない時期も無理なく返還できる制度です。
- ・返還初年度の返還月額は、一律 2,000 円です。
- ・返還開始 2 年目以降は採用時に提出したマイナンバーを利用して取得した前年の所得情報等に基づき 10 月から翌年 9 月の返還月額を算出します。

授業料後払い制度の 所得連動返還方式

所得に応じた月額で返還

	返還者に子どもがいない場合	返還者に子どもが2人いる場合
例	年収:250万円 → 月額: 2,000円 年収:450万円 → 月額:約 15,400円	年収:250万円 → 月額: 2,000円 年収:450万円 → 月額:約 10,500円



6. 申請の流れ

①申請書類（本学所定様式）の取得

※本学ホームページからダウンロードしてください。

<https://www.ryukoku.ac.jp/nc/news/entry-16619.html>



②申請書類一式を大学（学生部）へ提出（2025 年 6 月 6 日まで）

※窓口で提出または郵送してください。



③大学で申請要件を確認後、合格者に対し、入学手続き金から後払いにできる授業料の金額を差し引いた金額を UCARO 上で通知します。



④入学試験に合格された方は、期日までに入学手続きを行ってください。

※後払いにできる授業料の金額を差し引いた額で、入学手続きを行っていただきます。



⑤入学後、日本学生支援機構へ「後払い制度」の申込（2025 年 9 月中旬予定）



⑥日本学生支援機構から採否結果の通知（2025 年 12 月予定）

日本学生支援機構から大学に支援対象授業料の支援（振込）開始

日本学生支援機構から本人に生活費奨学金の支援（振込）開始

7. 申請書類

2025 年度大学院修士段階における「授業料後払い制度」申請書〈修士課程〉（本学所定様式）

※修正テープの使用がある書類は、一切受理しません。

※ボールペンでの記入または EXCEL を用いて作成してください。署名は自筆で記入ください。

8. 申請場所

龍谷大学 学生部（深草・瀬田）〈窓口または郵送〉

※所属するキャンパスの学生部で申請してください。

※郵送の場合は、下記の宛先に簡易書留やレターパック等、必ずご自身で追跡履歴の確認できる形での郵送をお願い致します。封筒の表に、「後払い制度」申請書<修士課程>在中」と記載してください。

【郵送先】

(深草・大宮キャンパス)

〒612-8577 京都府京都市伏見区深草塚本町 67 龍谷大学学生部 奨学金担当宛

(瀬田キャンパス)

〒520-2194 滋賀県大津市瀬田大江町横谷 1-5 龍谷大学学生部 奨学金担当宛

9. 申請締切

申請書類の提出を以下日時までに行ってください。

場所	日時
学生部(深草)	2025 年 6 月 6 日 (金) 16:00 まで 平日 10:30～17:00 開室 (毎週火曜日は 10:45～受付開始) 土日祝日は閉室

※最終日 6 月 6 日 (金) は受付時間を 16:00 までといたします。

※郵送の場合は、**6 月 6 日 (金) 必着**です。

10. 注意事項

- (1) 本学に入学後、日本学生支援機構が提示する申請方法に従って、本制度に申請する必要があります。
- (2) 本制度を利用した場合、日本学生支援機構の第一種奨学金（無利子）の貸与を受けることができません。第二種奨学金（有利子）の貸与は可能です。
- (3) 年度途中に第一種奨学金から本制度、本制度から第一種奨学金に変更することはできません。
- (4) 入学後に本制度への申請をしなかった場合や申請しても不採用となった場合、また、本制度への申請をする前に、学籍異動（退学等）が発生した場合は、大学からの案内に従い、速やかに授業料を納入する必要があります。大学が指定する期日までに納入されなかった場合は、学費未納除籍となり、入学当初に遡って履修や成績が取り消されます。
- (5) 第一種奨学金と同様に、毎年の適格認定を行います。
- (6) 本制度は、特に優れた業績による返還免除制度が予定されています。
- (7) 機関保証への加入（保証料の支払い）が必須です。日本学生支援機構は、奨学金の貸与額から保証料相当額を差し引いた授業料相当額を大学口座に振り込みます。

11. 問い合わせ先

龍谷大学 学生部（深草・瀬田）shogakukin@ad.ryukoku.ac.jp

以上